

# 羽村市立学校における 働き方改革推進プラン

令和4年3月  
羽村市教育委員会

# 目 次

- 1 基本的な考え方
- 2 教員の勤務実態
- 3 働き方改革の目標
- 4 働き方改革の取組の方向性
- 5 働き方改革の具体的な取組内容
- 6 働き方改革についての保護者・地域社会の理解促進と普及啓発について
- 7 働き方改革推進委員会の活動

## 1 基本的な考え方

教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学習指導要領の改訂による教育活動の確実な実施や教育課題への対応など、学校教育に求められる期待に着実に応えていく上で、教育職員（以下、「教員」という。）の長時間労働の実態が明らかとなっている。このことは、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

東京都教育委員会では、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月）」を策定した。その後、令和2年1月に「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を作成し、さらには、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を改正し、在校等時間の上限を定めた上で、令和2年4月1日に「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を施行し、在校等時間の「上限時間の原則」を1か月について45時間の範囲内とすることを定め、都立学校教員の業務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めることとなった。

羽村市教育委員会では、平成31年3月に「羽村市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の働き方改革に取り組んでいる。令和2年度には「羽村市公立学校の管理運営に関する規則」を改正すると共に、本プランに掲げる働き方改革の目標や今後の取組みの見直しを行い、1か月の時間外在校等時間を45時間以内と定め、また、新たな取組みを示しました。これからは学校における働き方改革の更なる推進に向け、国の示す指針や東京都教育委員会が策定した方針等のほか、市内各学校の取組みを参考に、働き方改革の目標の達成に向け、取組みの柱となる5つの方向性に挙げる具体的な取組み内容を着実に推進していきます。

## 2 教員の勤務実態

### (1) 時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間

平成30年9月から令和3年12月※1～3までの間の在校等時間から、所定の勤務時間※4を除いた時間（以下、「時間外在校等時間」という。）の1か月あたりの平均時間は下表（【副校長】表1-1、【教員】表1-2）のとおりである。

※1 各学校にタイムレコーダーを設置し、運用を開始した平成30年9月からとする

※2 夏季休業期間（8月）を除く

※3 令和2年3月から8月までは新型コロナウイルス感染症の影響で全校休業や分散登校等があったため除く

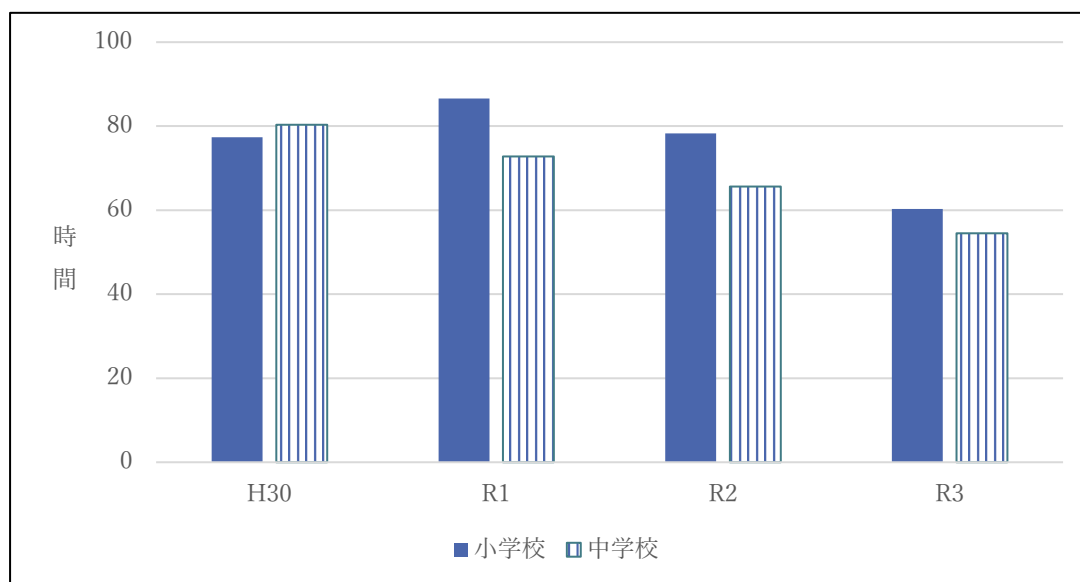
※4 所定の勤務時間には、休憩時間45分を含む

【副校長】

単位：時間

|     | H30  | R1   | R2   | R3   | 前年比   |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 小学校 | 77.4 | 86.6 | 78.3 | 60.3 | ▲18.0 |
| 中学校 | 80.3 | 72.8 | 65.6 | 54.5 | ▲11.1 |

（表1-1）



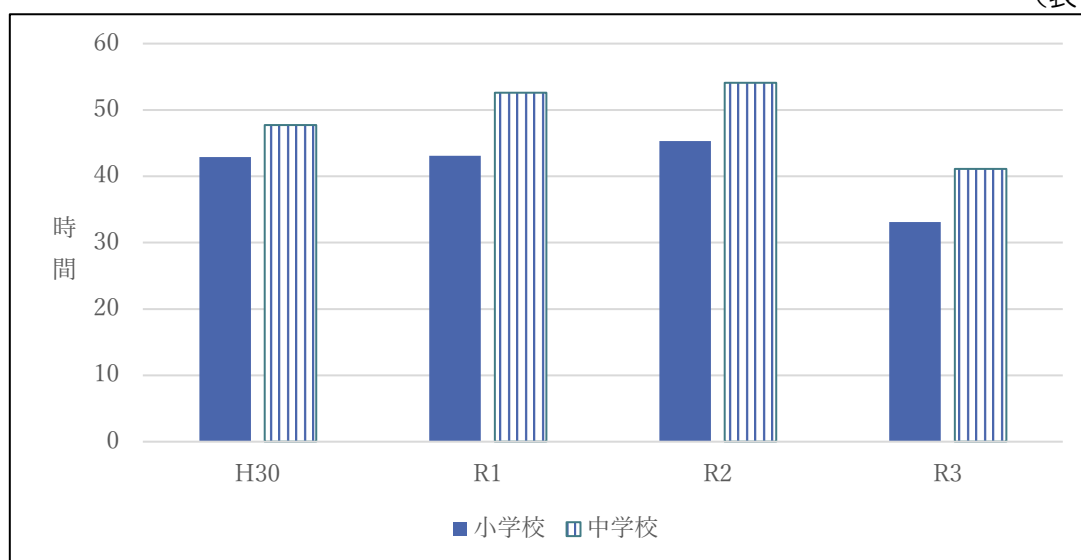
前年度と比較して減少する結果となった。副校長補佐による副校長の業務軽減などの取組みが一定の効果をあげたものと考えられる。一方、小学校が60.3時間、中学校が54.5時間と依然として高止まりの状態が続いている。

【教員】（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）

単位：時間

|     | H30  | R1   | R2   | R3   | 前年比   |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 小学校 | 42.9 | 43.1 | 45.3 | 33.1 | ▲12.2 |
| 中学校 | 47.7 | 52.6 | 54.1 | 41.1 | ▲13.0 |

（表1－2）



教員についても副校長同様、前年度と比較して減少する結果となった。教員については、小学校より中学校教員の方が、時間外在校等時間が長い結果となっている。時間外在校等時間に要する業務の主な内容として、小学校では、教材研究や授業準備、中学校では、教材研究や部活動指導が挙げられる。

## （2）最も時間外在校等時間が長い教員の時間

上記（1）と同時期において、各年度で最も長い時間外在校等時間を記録した教員※の1か月の時間は下表（表2）のとおりである。

※同一の教員ではなく、各年度の最長時間を記録した教員での比較。

【教員】（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）

単位：時間

|     | H30 | R1  | R2  | R3  | 前年比 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 153 | 162 | 132 | 132 | ±0  |
| 中学校 | 217 | 189 | 166 | 134 | ▲32 |

（表2）

中学校教員において、前年度と比較して最長時間が減少したが、依然として100時間を優に超える結果となった。集計を始めた平成30年度から、徐々に減少傾向にあるものの、高止まりの状態となっている。

### （３）時間外在校等時間別の教員数

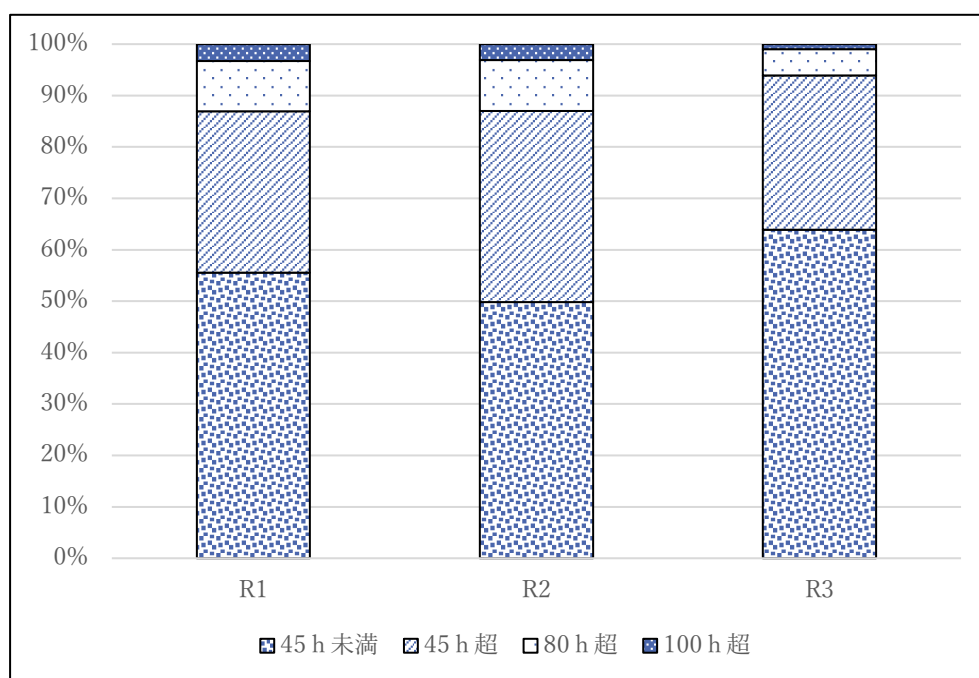
時間外在校等時間別に集計した１か月あたりの平均人数は下表（表３－１、表３－２）のとおりである。

#### 【小学校】

|       | R1   |       | R2   |       | R3   |       |
|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
|       | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    |
| 100h超 | 5人   | 3.3%  | 5人   | 3.1%  | 1人   | 1.0%  |
| 80h超  | 15人  | 9.8%  | 15人  | 9.9%  | 8人   | 5.1%  |
| 45h超  | 48人  | 31.4% | 56人  | 37.1% | 45人  | 30.0% |
| 45h未満 | 85人  | 55.6% | 75人  | 49.7% | 96人  | 63.9% |
| 合計    | 153人 |       | 151人 |       | 150人 |       |

※端数処理の都合で割合の合計が１００％にならない場合があります。

（表３－１）



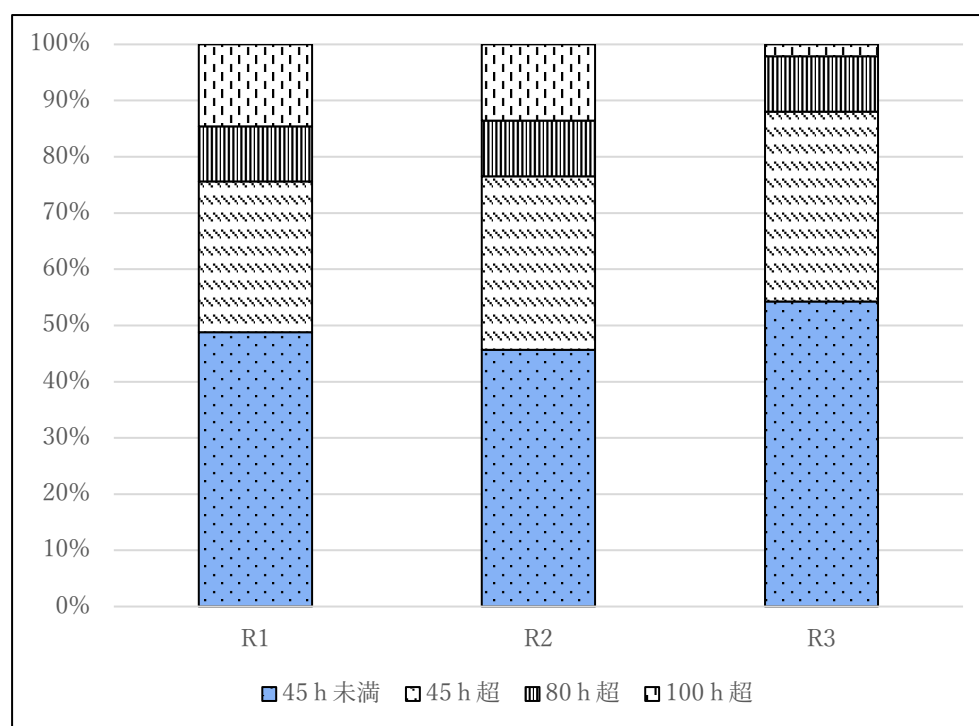
令和３年度においては、時間外在校等時間が「４５時間未満」の割合が６０％を超えた。「８０時間超」および「１００時間超」の割合が減少しており、全体的に時間外在校等時間が減少したと言える。

【中学校】

|       | R1   |       | R2   |       | R3   |       |
|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
|       | 人数   | 割合    | 人数   |       | 人数   | 割合    |
| 100h超 | 12 人 | 14.6% | 11 人 | 13.6% | 2 人  | 2.1%  |
| 80h超  | 8 人  | 9.8%  | 8 人  | 9.9%  | 8 人  | 9.9%  |
| 45h超  | 22 人 | 26.8% | 25 人 | 30.9% | 27 人 | 33.8% |
| 45h未満 | 40 人 | 48.8% | 37 人 | 45.7% | 44 人 | 54.3% |
| 合計    | 82 人 |       | 81 人 |       | 81 人 |       |

※端数処理の都合で割合の合計が100%にならない場合があります。

(表3-2)



中学校においても、時間外在校等時間が「45時間未満」の割合が50%を超えた。「80時間超」および「100時間超」の割合が減少したものの、未だ合計10%を超えていることにも留意する必要がある。

#### (4) まとめ

前年度以前と比較して、時間外在校等時間は減少傾向にあることが見て取れる。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により新たに感染防止に向けた業務が増えている中ではあるが、時間外在校等時間が減少する結果となった。これは、着実に業務改善が行われていることの結果と捉えられる。

一方、副校長の時間外在校等時間は依然として高止まりの状況となっていることや、時間外在校等時間の最長時間が100時間を超える実態がある。全体として時間外在校等時間は減少しているものの、80時間を超える教員の割合が一定数いることなどからも、引き続き業務改善や意識改革に係る取組みを進めることが重要である。



### 3 働き方改革の目標

羽村市教育委員会は、国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」で示された上限時間の原則に基づき、以下のとおり目標を設定する。

#### 【目標】

- ① 1 か月の時間外在校等時間 45 時間以内
- ② 1 年間の時間外在校等時間 360 時間以内

#### <特例的な扱い>

児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合についての時間外在校等時間及び月数を、次に掲げる基準の範囲内とする。

(1) 1 か月について 100 時間未満

(2) 1 年間にについて 720 時間

(3) 1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 か月、2 か月、3 か月、4 か月及び5 か月の期間を加えたそれぞれの期間において1 か月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1 年のうち、1 か月において 45 時間を超える月数について6 か月

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によると、月当たりの時間外在校等時間が、おおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1 か月間に100時間又は2 か月から6 か月間平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

羽村市教育委員会では、厚生労働省が発表した疾患等の認定基準も考慮し、教員の心身の健康の維持向上に努めるべく、国及び東京都の指針等に示された上限時間の原則に基づき、休日等の勤務時間も含めた月当たりの時間外在校等時間の目標を45時間以内とする。

この目標の達成に向け、様々な施策を講じるなど働き方改革の取組みを推進することで、教員の長時間労働の抑制に努めていく。

## 4 働き方改革の取組の方向性

働き方改革の目標を達成するために、これまで実施してきた5つの働き方改革の取組みの方向性を軸として、新たに具体的な取組みを講じることで教員の働き方改革を推進する。

### （１）在校時間の適切な把握と意識改革の更なる推進

教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方ができるよう、教員の在校時間を適切に把握し、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

### （２）教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものは役割分担を見直すなど、教員の業務を軽減して本来の専門性を発揮できる環境整備を推進する。

### （３）学校を支える人員体制の確保

学校現場における複雑化、多様化している課題を解決し、学校の組織や体制を強化するため、専門スタッフや外部人材等の活用を推進する。

### （４）部活動の負担を軽減

中学校における他の教育活動とのバランスの観点から部活動の在り方を見直し、適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る取組みを推進する。

### （５）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

教員が個人や家族で過ごす時間や自己研鑽できる時間を確保し、相乗効果的に、教員が充実した気持ちで働くことができる環境を整備する。

## 5 働き方改革の具体的な取組内容

### (1) これまでの取組み

#### ① 在校時間の適切な把握と意識改革の更なる推進

- ・教員一人ひとりが自己の在校時間を客観的かつ適切に把握するため、タイムレコーダーを市内全小・中学校に配置し、出退勤管理を行っている。（平成30年9月より）
- ・教員の打刻したタイムカードを基に学校別の毎月の集計を行うことで、教員一人ひとりの勤務状況や月ごとの平均時間、長時間労働の教員数などを明らかにし、定例校長会等において各学校へ情報を提供している。
- ・各学校で「一斉退勤日」や夏季休業期間中に「学校閉庁日」を設定するなど、長時間労働の改善や休暇取得に向けた教員の在校時間に対する意識改革への工夫を講じている。

#### ② 教員業務の見直しと業務改善の推進

- ・羽村市内全校に校務パソコンを配置しており、名簿管理や成績処理などの業務において校務支援ソフトを活用して校務の効率化を図っている。なお、校務支援システムは、令和2年度からの3か年で計画的に更新することとしている。
- ・各学校において、会議時間、会議日の設定等の工夫や教員の業務を精選するとともに、職層などによる校務分掌を見直すなど、業務改善に向けた取組みを推進している。
- ・勤務時間外等における電話対応の解消を目的として、留守番電話を全校に導入し、教員の業務負担軽減に活用している。

#### ③ 学校を支える人員体制の確保

- ・東京都教育委員会の人材や制度を積極的に活用し、教員の加配やスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐を配置した。なお、副校長補佐については、令和3年度から4校へ配置し、更なる活用を図っている（令和2年度：1校）。
- ・東京都教育委員会の制度を活用して、外国語授業を担当する外部人材を「特別非常勤講師」として配置し、教員の負担軽減を図っている（1校）。
- ・児童、生徒、教員への1人1台端末の導入に伴い、専門的知識を有する支援員を配置し、ICT教育の推進を図っている。
- ・市独自の取組みとして、小中一貫教育コーディネーターや学習サポーター、学校図書館司書、部活動指導員、部活動外部指導員など様々な外部人材を活用し、学校の組織力強化を図っている。

---

#### ④ 部活動の負担を軽減

- ・部活動を持続可能なものとしていくため、令和３年１月に「羽村市立中学校における部活動の方針」を策定した。
- ・「羽村市立中学校における部活動の方針」に基づき、部活動指導員を配置し、部活動の充実および教員の長時間労働解消を図っている。
- ・小中学校では、必要に応じて部活動外部指導員を配置し、部活動の充実を図っている。
- ・部活動の地域移行に向けた内部組織を立ち上げ、検討を始めた。

---

#### ⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

- ・育児休業等の休暇に関する制度など東京都教育委員会の取組みについて、市内全校に周知を行った。また、小・中学校各校の取組みとしては、アニバーサリー休暇など教員自身や家族の記念日に休暇を取得しやすくなる環境整備を行った。
- ・全ての教員に対してストレスチェックの受検を勧奨し、教員一人ひとりが自身の抱えているストレスに気付く機会を設け健康保持に努めている。学校ごとに集計された結果を定例校長会等で報告するなど、各校での環境整備に活用している。
- ・衛生推進員（副校長）を中心として、校内の安全で良好な勤務環境の形成のために教員から必要に応じて意見聴取の機会を設けている。
- ・羽村第一中学校においては、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者や産業医を置くとともに、衛生委員会を設置している。
- ・長時間労働の教員を対象とした産業医の面接指導を実施し、教員の健康管理およびメンタルヘルスケアの自己啓発に活用している。

## (2) 今後の取組み

| 取組項目                    | 項番 | 取組内容                                                                                |        |
|-------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ① 在校時間の適切な把握と意識改革の更なる推進 | 1  | 教員の長時間労働による健康障害防止のため、産業医との面接指導体制を構築し、教員の健康管理に活用する。                                  | 継続     |
|                         | 2  | タイムレコーダーを活用し、出勤時だけではなく退勤時及び週休日等においても在校時間の客観的かつ適切な把握に活用する。                           | 継続     |
|                         | 3  | 定例校長会等において、教員の勤務状況等を管理職に情報提供し、管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践するよう働きかける。                 | 継続     |
|                         | 4  | 管理職等を対象とした職層研修等において、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革に関する講義等を実施する。                     | 継続     |
|                         | 5  | 羽村市公式サイトや各校のホームページに働き方改革推進プランや各校における働き方改革への具体的な取組みなどを掲載し、外部発信することで学校全体としての意識改革を進める。 | 継続     |
|                         | 6  | 長期休業期間中に原則 5 日以上为学校閉庁日を設定する。                                                        | 継続     |
|                         | 7  | 副校長で構成する「働き方改革推進委員会」において、働き方改革に向けた検討を行う。                                            | 継続     |
|                         | 8  | 学校における電話システムの更新に向けた検討を行う。                                                           | 新規     |
| ② 教員業務の見直しと業務改善の推進      | 1  | 1 人 1 台端末を活用し、授業で使用する教材の共有化や再利用など、教材研究等に対する効率化を図る。                                  | 継続     |
|                         | 2  | 小学校における一部教科担任制による学習指導の充実を図る。                                                        | 継続     |
|                         | 3  | 令和 4 年度に更新する校務支援システムにおいて、新たに小・中学校へ統合型校務支援ソフトを導入し、業務負担の軽減を図る。                        | レベルアップ |
|                         | 4  | 教員の専門性が求められる業務に集中できるよう、教員以外の者が担うことができるものなど業務内容を精選し、校務分掌の見直しや ICT の活用を推進する。          | 継続     |
|                         | 5  | 各種会議や調査等の精選と縮減、資料の電子化によるペーパーレス化を推進する。                                               | 継続     |

| 取組<br>項目           | 項<br>番 | 取組内容                                                                           |        |
|--------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                    | 6      | 学校教材費や校外活動費等の学校徴収金の集金・管理の方法について検討する。                                           | 継続     |
|                    | 7      | 勤務時間外の学校への問合せに対応するため、音声案内機（留守番電話）を活用し、時間外における電話対応の時間を削減する。                     | 継続     |
|                    | 8      | 全校に配置する副校長補佐に業務用パソコンを貸与し、副校長の業務改善の推進を図る。                                       | 新規     |
|                    | 9      | 1人1台端末を活用した学習支援ドリルを導入する。                                                       | 新規     |
| ③<br>学校を支える人員体制の確保 | 1      | 東京都が推進する「学校マネジメント強化事業」を活用し、副校長の業務負担軽減を目的として、全校に副校長補佐を配置する。                     | レベルアップ |
|                    | 2      | 東京都が推進する「社会の力活用事業」を活用し、教員の業務負担軽減を目的として、外国語活動および体育指導において外部人材を配置する。              | レベルアップ |
|                    | 3      | 児童・生徒、教員への1人1台端末の導入に伴い、ICTを活用した教育の更なる推進に向け、専門的知識を有する支援員を配置する。                  | 継続     |
|                    | 4      | スクール・サポート・スタッフや市会計年度任用職員などの各種人材を継続的に活用することで、教員の業務負担の軽減等を図る。                    | 継続     |
|                    | 5      | 学校支援地域本部の活用を推進し、教育活動全般において地域や家庭の協力を得ながら、学校運営体制の強化を図る。                          | 継続     |
|                    | 6      | コミュニティスクールの導入に向けた検討を行う。                                                        | レベルアップ |
| ④<br>部活動の負担を軽減     | 1      | 「羽村市立中学校における部活動の方針」に設定する休養日及び活動時間の基準に基づき、効率的・効果的な運動部活動が行われるよう各中学校へ適宜、支援及び指導する。 | 継続     |
|                    | 2      | 部活動顧問に代わって専門的な技術指導や大会への引率等を行うことが出来る「部活動指導員」を配置し、部活動の充実および部活動顧問の負担軽減を図る。        | 継続     |
|                    | 3      | 部活動の地域移行に向けた検討を行う。                                                             | レベルアップ |

| 取組<br>項目                     | 項<br>番 | 取組内容                                                                                |    |
|------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ⑤<br>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 | 1      | 長時間労働の教員に対し、心身の不調等を未然に防ぐことを目的として、産業医による面接の機会を設ける。                                   | 継続 |
|                              | 2      | 学校管理職の職務上の目標として、教員の仕事の効率化等ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを設定し、組織的な対応を実施する。                   | 継続 |
|                              | 3      | 各学校で「働き方改革推進目標」を設定し、教員同士が働き方に関する意見を言える機会を設けるなど、共通理解のうえに取り組む。                        | 継続 |
|                              | 4      | 学年や教科の枠組みの中、年間15日以上の年次休暇の取得推進に取り組む。                                                 | 継続 |
|                              | 5      | 育児休業等の休暇に関する制度など東京都教育委員会の取組みについて、市内全校への周知を行う。                                       | 継続 |
|                              | 6      | 管理職を対象とした職層研修等において、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革に関する講義等を実施する。                      | 継続 |
|                              | 7      | 東京都教職員総合健康センターの学校訪問事業等を活用して、メンタルヘルスに関する知識理解を深める機会を職相当にに応じて設ける。                      | 継続 |
|                              | 8      | 羽村市公式サイトや学校だより、ホームページ等を活用して、「働き方改革推進目標」を保護者や地域に広く発信することで、働き方改革への取組みに対する理解と協力を求めている。 | 継続 |



## 6 働き方改革についての保護者・地域社会の理解促進と普及啓発について

学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的について、保護者や地域の方にも理解してもらう必要がある。このことから、羽村市教育委員会と羽村市立学校は連携して、学校における働き方改革の意義や取組みについて、保護者の方々の理解が得られるよう十分に説明するとともに、併せて地域の方の理解を促進するための普及・啓発活動を推進していくこととする。

また、学校における持続可能な勤務環境を整備し、教員の長時間労働を改善するためには、自治体個々の取組みや学校の自助努力だけでは限界があり、国や東京都における抜本的な制度改正の実現が必要不可欠であると考えます。

このため、教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援や弾力的な勤務時間の仕組みなど、東京都教育委員会を通じて要望をしていく。

## 7 働き方改革推進委員会の活動

教員の働き方改革を推進することを目的に、学校管理職で構成する「働き方改革推進委員会」を設置している。委員会では、働き方改革に基づく取組み状況を検証するとともに、必要な施策の見直しを行っていく。

|         | 開催年月日                                                  | 主 な 内 容                                                                                                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年度 | 令和 2 年 10 月 22 日                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革推進プランの改訂に向けて</li> <li>事前アンケート調査の集計結果報告</li> <li>学校における働き方改革の現状と課題</li> </ul>                              |
|         | 令和 3 年 3 月 12 日                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革推進プラン（案）について</li> </ul>                                                                                   |
| 令和 3 年度 | 令和 3 年 6 月 24 日                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革の推進状況及び特色ある取組について</li> <li>働き方改革を進めるうえでの困難さについて</li> <li>教員の働き方に関する意識の変容について</li> </ul>                   |
|         | 令和 4 年 1 月 21 日<br>※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置適用期間のため、書面開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>電話機の応答メッセージ機能の効果及び教員・保護者等からの意見について</li> <li>働き方改革の推進状況及び特色ある取組について</li> <li>働き方改革を進めるうえで教育委員会へ求めること</li> </ul> |



改訂履歴

| 版数    | 発行年月         | 改訂内容                                                                     |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 版 | 平成 3 1 年 3 月 | 初版発行                                                                     |
| 第 2 版 | 令和 3 年 3 月   | 働き方改革の目標について、新しい目標を設定                                                    |
| 第 3 版 | 令和 4 年 3 月   | <ul style="list-style-type: none"><li>• 仕様変更</li><li>• 取組内容の変更</li></ul> |

## 羽村市立学校における働き方改革推進プラン

発行日 令和4年3月

発 行 羽村市教育委員会

編 集 羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111（代表）